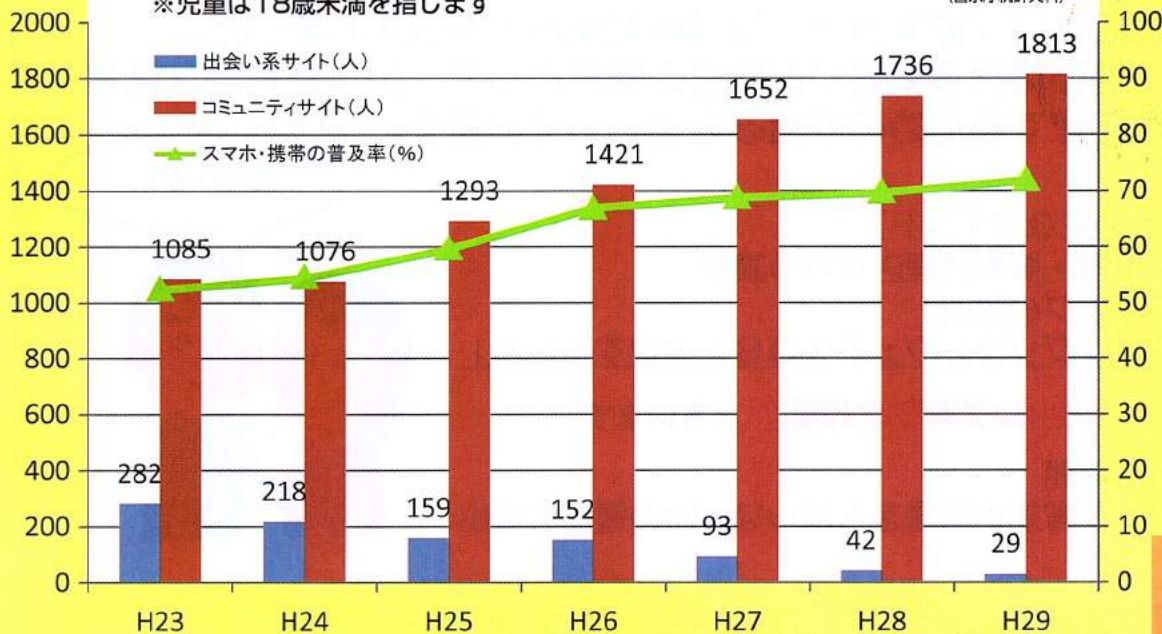


子どもを有害サイトから守るモン!

出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数等の推移 (警察庁統計資料)

※児童は18歳未満を指します



©2010熊本県くまモン

注) コミュニティサイトとは
出会い系サイトの要件を満たしていないSNS
(交流サイト、掲示板、ブログ(日記)、ゲーム
サイト、無料通話アプリ等、大人数とコミュニ
ケーションがとれるサイトの総称

有害情報から子どもを守るためには・・・

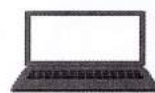
フィルタリングサービスの活用

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには**フィルタリング**をかけ、有害情報が含まれるサイトへの接続をしっかり防止しましょう。
- ・大手携帯電話会社では、フィルタリングサービスを**無料**で提供しています。
- ・スマートフォンを使用して、無線LANでインターネットに接続する場合は、**適切なフィルタリングサービス**を利用しましょう。



家庭内でのコミュニケーション

- ・子どもに携帯電話を持たせるときには、利用目的を確認して**ルール**を決めて守るよう、**情報モラル**を身につけさせましょう。



パソコン



スマートフォン



タブレット端末
(学習用タブレットを含む)



携帯音楽プレイヤー

インターネットに接続できる機種もあります

家庭でのルール(例)

- 充電器は家族が集まる居間に置く
- 自分の部屋には携帯電話を持っていかない
- 使用時間を決める
- 会員登録が必要なサービスの利用については保護者に相談する
- 個人情報は書き込まない
- うわさ話や人の悪口は書き込まない
- 知らない人と写真のやり取りはしない



熊本県少年保護育成条例 が改正されました！

フィルタリングについての法律（青少年インターネット環境整備法）が改正されたことに伴い「熊本県少年保護育成条例」を改正しました。

改正条例では、携帯電話事業者や保護者の義務として、少年が有害な情報へ接続することを防止するための取組みを強化しています。

【改正法・条例の主なポイント】

- ◎ 携帯電話事業者・販売代理店が行う義務
「フィルタリングの説明」
「フィルタリングソフトウェアやOSを設定すること」
↳ 「**フィルタリング有効化措置**」と言います
- ◎ 保護者が行う義務
フィルタリング有効化措置を希望しない時の書面の提出



**子どもを犯罪やトラブルから守るために
積極的にフィルタリングを利用しましょう！**

実際にあった犯罪被害・トラブル事例

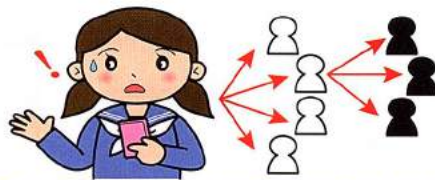
(No.1)

無職の男性らは、無料通信アプリのIDを交換する掲示板を通じて知り合った女子高校生を自宅に住ませ、インターネット掲示板で客を募らせて売春させた。



(No.2)

会社員の男性は、コミュニティサイトで知り合った女子高校生に無料通信アプリで裸の画像を撮って送らせたり、わいせつな行為をした。



(No.3)

高校生が興味本位でスマホからアダルトサイトへアクセス後、何も見えていないのに、99,000円の請求がなされた。



©2010熊本県くまモン

**子どもを守る「大人の責任」として、
「フィルタリングサービス」を利用しましょう！**

熊本県少年保護育成条例に関するお問い合わせ先

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294